

質問回答

NO.	質問	回答
1	仕様書4. 業務の内容の前段に、「過年度資料等を熟読し、6月末までに各財務書類の計数計上方法等を把握すること」との旨の記述がありますが、過年度の集計用データ、成果物データ等については、契約締結直後の4月後半頃に共有いただけるとの認識で良いでしょうか。	時期については未定ですが、契約締結後可能な限り早い段階で共有させていただきたいと考えております。
2	合算財務書類、連結財務書類の作成にあたっては、相殺仕訳に必要な会計間及び連結対象団体との取引、更には連結対象団体間取引の科目・金額等の情報が必要になり、また連結対象団体では出納整理期間を考慮していないため、未収未払等に関し、出納整理期間中の取引を識別することが必要になります。これらの情報を各会計、各団体から取得するための方法等は過年度業務において確立されており、当該情報の取り纏めについても貴庁担当者のほうで対応頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	令和6年度業務におきましては、請負者と連結対象法人との情報共有は弊省経由で行っております。令和7年度業務におきましても、令和6年度業務と同様の対応を予定しております。
3	国の財務書類の作成に必要な各種調書の作成とは、他省庁同様にシステム登録用データシートの作成との認識で宜しいでしょうか。	他省庁の業務内容について承知しておりませんが、他省庁同様、財務書類作成システムを使用しておりますので、当該システムの入力に必要な資料とご認識いただければと思います。また、上記以外にも財務省からの指示を受けて作成が必要となる資料があれば、当該資料についても作成の対象となりますのでお含みおきください。
4	特別会計財務書類に関する会計実地検査への立会いが仕様に含まれていますが、当該立会いは半日程度を予定しておれば宜しいでしょうか。 また、特別会計のみ実地検査への立会いを要望されておられる趣旨は、主に東日本震災復興特別会計の連結財務書類への対応との理解で宜しいでしょうか。	1日程度を見込んでいただければと思います。 弊省では、東日本大震災復興特別会計とエネルギー対策特別会計の2つの特別会計を所管していますので、両会計について実地検査への立ち会いをお願いいたします。